

(3) 熊谷市スポーツ少年団本部規約・組織図について

熊谷市スポーツ少年団本部規約

第 1 章

(名称)

第 1 条 本団は、熊谷市スポーツ少年団本部と称す。

第 2 章

(目的及び事業)

第 2 条 熊谷市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）は、スポーツを通して少年達の心身の健全な育成を図ると共に、地域社会の連携と協力をし、市内のスポーツ少年団の普及発展と活動の活発化を目的とする。

第 3 条 本部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の登録
- (2) スポーツ少年団の指導者及びリーダーの育成
- (3) スポーツテストの実施
- (4) スポーツ少年団の事業ならびに運営に対する育成援助
- (5) その他第 2 条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章

(役員)

第 4 条 本部に次の役員をおく。

- (1) 本部長 1 名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 本部委員 各団 1 名
- (4) 代議員 各団 2 名
- (5) 監事 2 名

第 5 条 役員を選出は次のとおりとする。

- 2 本部長、副本部長は、本部委員会で推薦し、代議員会の承認を得るものとする。
- 3 本部委員は、単位スポーツ少年団を代表する者を持ってあて、必要に応じ学識経験者をおくことができる。
- 4 代議員は、単位スポーツ少年団から 2 名をあてる。ただし、本部委員が代議員を兼ねることができる。
- 5 監事は、本部委員会で選出し、代議員会において承認を求める。

第 6 条 本部長は、本部を代表し、会務を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 本部委員は、本部長の会務執行について補佐する。
- 4 代議員は、重要事項を審議する。
- 5 監事は、会計を審査する。

第 7 条 本部に名誉本部長、顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 名誉本部長、顧問及び相談役は、本部委員会の推薦により代議員会の承

認を得なければならない。

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

第4章

(会議)

第9条 本部の会議は、代議員会及び本部委員会とし、本部長が召集する。

第10条 代議員会は総会にかわるもので、本部長、副本部長、本部委員、代議員、監事をもって構成し、本部長が議長となり、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 規約に関すること。

(4) その他必要と認めること。

第11条 本部委員会は、本部長、副本部長、本部委員及び指導者協議会委員長、リーダー会長をもって構成し、本部長が議長となり、本部の業務について審議し執行する。

第12条 本部に専門委員会をおくことができる。

2 専門委員会の決定事項は、本部委員会の承認を得なければならない。

3 専門委員会の規程は別に定める。

第13条 会議は定数の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第5章

(会計)

第14条 本部の経費は、次のものをもってまかなう。

(1) 登録料

(2) 補助金

(3) その他の収入

2 本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章

(事務局)

第15条 本部の事務を処理するために事務局を熊谷市教育委員会保健体育課内におく。

附 則

1 この規約は、平成18年4月1日から適用する。